

多治見市適正な市政運営のための是正請求に関する条例〔案〕のあらましーVer.1.0_20090901

I. 総則

- 1. 目的
- 2. 定義
- 3. 是正請求
- 4. 適用除外
- 5. 執行停止
- 6. 標準審理期間

II. 是正請求

- i 是正請求手続
- 7. 是正請求書の提出
- 8. 代表者
- 9. 参加人

ii. 審理手続等

- A. 審理手続
- 10. 審理員の指名
- 11. 審理手続の計画的進行
- 12. 手続の併合又は分離
- 13. 弁明書の提出
- 14. 反論書等の提出
- 15. 口頭意見陳述
- 16. 証拠書類等の提出
- 17. 審理関係人への質問
- 18. 物件の提出要求等
- 19. 是正請求人等による物件の閲覧
- 20. 審理手続の終結

- B. 審理員
- 21. 審理員等
- 22. 審理員の職務
- 23. 審理員の保護

iii. 是正請求審査会への諮問及び決定

- 24. 是正請求審査会への諮問
- 25. 決定
- 26. 是正請求の認容
- 27. 却下又は棄却
- 28. 決定の方式
- 29. 決定の拘束力
- 30. 証拠書類等の返還

III. 是正請求審査会

- i. 設置及び組織
- 31. 設置
- 32. 組織

- ii. 審議手続
- 33. 審査会の調査権限
- 34. 意見陳述
- 35. 主張書面の提出
- 36. 提出資料の閲覧
- 37. 答申書の送付等

IV. 雑則

- 38. 運用状況の公表等
- 39. 規則への委任

附 則

- 1. 施行期日
- 2. 準備行為
- 3. 経過措置
- 4. 情報公開条例の一部改正
- 5. 個人情報保護条例の一部改正
- 6. 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正